

愛犬手帳

犬または
犬と家族の写真を
貼りましょう

犬の名前

犬種

登録番号

登録年月日

年 月 日

生年月日

性別 ♂・♀

毛色

年 月 日 不妊(済・未)

氏名

飼い主住所

☎ ()

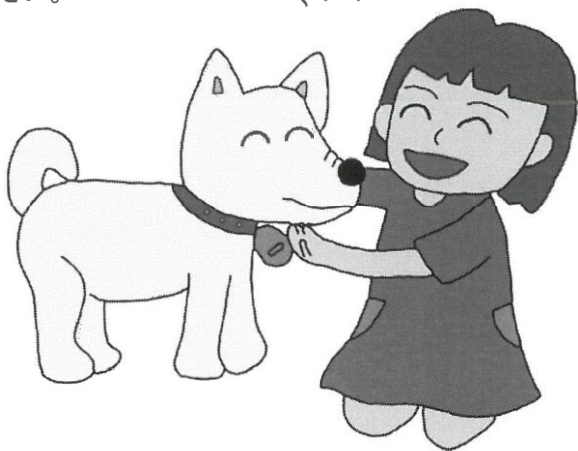
△豊橋市

はじめに

愛犬家の皆様へ

私達が犬を愛し、犬と心を通わせ、犬と共存する方法を考えることは、とても素晴らしいことです。ところが、人間社会の中で犬を飼うことは、実に大変なことです。それは、世の中には犬の好きな人ばかりではないからです。犬の本能、習性等を十分理解し他人に迷惑をかけることのないよう愛情と責任をもって、家族の一員として、最後まで面倒をみる決意が必要です。この手帳は、飼い主の皆様へ愛犬を正しく飼養していただくための手引きとして作ったものです。記録欄は飼い主の方が記入して、ご活用ください。

、 /



犬は、自分も家族の一員だと思っています。

予防接種の記録

[illegible]

飼い主が守ること

「動物の愛護及び管理に関する法律」により飼い主の責任について以下のように定められています。

動物を飼う人の責任

1. 動物は命あるものです。飼い主は、責任を自覚して、次のように適正な飼養をしましょう。
 - (1)動物の健康と安全を守る。
 - (2)動物が人の生命、身体や財産に害を与えたり、人の迷惑になることのないように努める。
2. 飼い主は、飼育動物が原因となり、動物から人にうつる感染症についての正しい知識を持つように努めましょう。
3. 飼い主は、飼育動物が自分のものであることが分かるように名札などを付けるようにしましょう。

また、豊橋市は「動物の愛護及び管理に関する条例」により飼い主の遵守事項等について以下のように定めています。

飼い主の遵守事項

1. 飼い主は、動物について次のことを守らなければなりません。
 - (1)えさと水を十分に与える。
 - (2)寄生虫の防除、病気の予防など日常の健康管理に努め、病気にかかったり、負傷したときは適切な治療を受けさせる。
 - (3)動物の種類や頭数に合った飼養施設を設ける。
 - (4)汚物や汚水を適切に処理し、飼養施設や周辺を清潔に保ち、臭いや害虫などの発生を防止する。

- (5)公共の場所や他人の土地及び物件を汚したり、壊したりさせない。
 - (6)異常な鳴き声、飛散する毛等により、人に迷惑をかけない。
 - (7)動物が逃げた場合は、飼い主が自ら探し、捕まえる。
2. 飼い主は、動物をその終生にわたり飼養するよう努めなければなりません。

飼い犬の係留義務

飼い主は、(1)～(3)の場合を除き、犬を適切な場所に鎖などで繋いでおかなければなりません。

- (1)警察犬、狩猟犬又は盲導犬等の身体障害者補助犬をその目的のために使用するとき。
- (2)人や物に害を加えるおそれのない場所又は方法で、訓練や運動をさせたり、移動するとき。
- (3)自己の土地で檻や柵などの囲いの中で犬を飼うとき。

※散歩の時も必ずリードでつないでください

以上の他、同一場所で10頭以上の犬を飼養するときには許可が必要な場合がありますので、保健所に事前に連絡してください。



登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

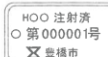
狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬は、登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年4月1日～6月30日の間に1回）を受けなければなりません。

豊橋市では、市内のほとんどの動物診療施設に犬の登録と狂犬病予防注射ができるようお願いしてあります。

豊橋市外の動物病院で狂犬病予防注射を受け、「注射済証」が発行されたときは、それを保健所へお持ちになり、登録と注射済票の交付の手続きをしてください。

なお、交付には手数料が必要となりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

交付を受けた鑑札と注射済票は、犬に装着することが法律で義務付けられています。行方不明になった時も、鑑札等の番号から飼い主がわかりますので、犬の首輪等につけてください。



豊橋市では、毎年4月に市内の公民館・市民館等を会場として、登録と狂犬病予防注射が一度に行える定期集合注射を実施しています。既に登録を済ませている飼い主の方には、ハガキ（狂犬病予防注射実施・登録確認通知書）が送付されます。注射会場には、必ずハガキをお持ちください。

詳しい会場については、市ホームページをご覧ください。

犬が行方不明になったら

保健所には犬を預かっている人からの届出や、収容されている犬の情報がります。愛犬がいなくなったときは、必ず保健所まで届け出てください。犬が保護されている場合、返還の手続きをしていただきますが、その際には以下の費用が必要となります。(印鑑、費用、愛犬手帳、リードなどをお持ちください。)

＜ 費 用 ＞

返還手数料 2600円／1頭

飼養管理費 400円／1日

また、迷い犬を保護し預かっている人が、警察署に連絡することがありますので、警察署にもお問い合わせください。



豊橋警察署 会計課 (0532)54-0110



日ごろから、首輪やくさり、リード等を点検して、逃げられないようにしてください。

また、万一いなくなった時にも、首輪に鑑札や注射済票をつけていれば、番号から速やかに飼い主に連絡することができます。

保健所に届け出が必要なこと

次の場合、必ず保健所にご連絡ください。

●飼い犬が死亡したとき

登録を抹消するための届出をしてください。

●飼い主の住所・氏名、飼い犬の所在地を変更したとき

〈市内で転居した場合〉

保健所に電話、または鑑札を持参し、変更の届出をしてください。

〈市外へ転出した場合〉

所在地の市町村へ豊橋市の鑑札を持参し、変更の届出をしてください。

●すでに登録してある犬を譲り受けたとき

鑑札を持参し、変更の届出をしてください。

●愛犬と海外に長期滞在するときや、愛犬とともに帰国したとき

※犬の海外渡航については動物検疫所へ問い合わせてください。



●犬が人を噛んでしまったとき

飼犬が人を噛んだ場合、飼い主は傷の大小にかかわらず、速やかに保健所へ連絡してください。

その後、届け出てもらいますが、飼い主は、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診してもらう場合もあります。



●犬が飼えなくなったら

飼い主が責任をもって終生飼養するべきですが、やむをえない理由で飼い続けることができなかった場合には、次の方法をとってください。

1. 新しい飼い主を探す
適切な飼い方の出来る新しい飼い主を探してください。
2. 保健所に相談する
どうしても新しい飼い主が見つからないときは保健所生活衛生課までご相談ください。新しい飼い主を探すための「飼い主探し案内板」(市ホームページ)に情報を掲載することが出来ます。
HP: 市TOPから

最終的に本当にどうしようもなくなった場合は引き取りますが、手数料がかかります。

※動物を虐待したり遺棄する(捨てる)ことは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処されます。

犬の便利帳

	保健所 生活衛生課 39-9127	豊橋警察署 会計課 54-0110	豊橋市斎場 61-2032	環境 センター 61-4136
犬を飼い はじめた	●			
犬を譲り 受けた	●			
住所・飼い主 などの変更	●			
犬が 行方不明	●	●		
飼い犬の 死亡届出	●			
ペットの 死体処理			●	●
飼犬が噛んだ 犬に噛まれた	●			
飼えなく なった	●			
犬と海外に 長期滞在・ 犬と帰国 する時	●			

マナーを守りましょう

①散歩

- 散歩は、どんなに小さくおとなしい犬でもリードにつないでください。また、必ず犬を制御できる人が散歩に連れて行ってください。
- 運動場所は、人通りの多い場所、子どもの遊び場、公園などは避け、通学通勤の時間帯をはずすよう心掛けてください。
- 首輪・胴輪やリードは抜けないようにしっかり点検しましょう。

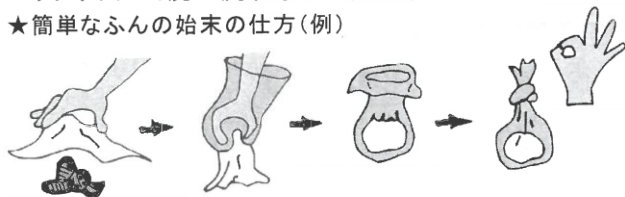
持ち物リスト

- ・ビニール袋
- ・500ml水入りペットボトル
- ・ちり紙(古新聞など)

②ふん尿の始末

犬が散歩中にふんをしたら放置はせず、必ず飼い主が持ち帰り処理してください。
オシッコの場合も、その場を汚さないよう用意した水入りペットボトルで洗い流すなどの気配りが大切です。

★簡単なふんの始末の仕方(例)



③犬の放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは法律で禁止されています。
犬が事故にあう、追いかけられた人がびっくりに転んでしまうこともあります。いくらおとなしい犬だからといっても、犬の苦手な人や、子どもにとっては怖いものです。

④ むだ吠えはダメ

犬が鳴くのは自然なことです、あまり鳴きすぎるとご近所の迷惑になります。

犬は、運動不足・空腹・さみしい時・ふんや尿をしたい時などの原因があって鳴きます。なぜ鳴いているのかを理解して、その原因を取り除いてください。

子犬の時から甘やかされている犬は、我慢ができなくて鳴き続けます。何かを要求して鳴き続ける場合は、鳴き止んだ時に要求に応じてやるようにしましょう。

犬を飼い始めた時や犬が鳴いていると気付いた時はご近所に挨拶に行くなどの気づかいもしましょう。(特に飼い始めは無駄吠えが多いようです。)

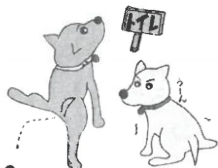


⑤ 清潔にしましょう

飼育場所はいつも清潔にしましょう。

ふん尿を放置し不衛生な状態が続くと、感染症発生にもつながりますし、ご近所の迷惑になります。ふん尿、抜け毛などしっかり掃除しましょう。

また、常に身体を清潔にし、衛生的な飼い方を心掛けてください。



⑥不妊去勢の推奨

繁殖を望まない場合は、早めに獣医師に相談しましょう。病気など様々なリスクを軽減することができます。



●めす

めす犬は、1年に1～2回程度発情します。普通1回に5～10匹の子犬を生むため、発情ごとに妊娠していたら、大変な数に増えてしまいます。また、母親の負担も大きく、長生きできません。

メリット	デメリット
○卵巣と子宮などの病気が予防できる ○望まない妊娠がなくなる ○発情時のストレスを解消	○まれに尿失禁が見られる(治療で改善できる) ○肥満傾向になる(適切な栄養管理で防げる)

●おす

おす犬は、近くに発情中のめす犬がいると、そばに行きたくて一晩中遠吠えしたり、綱を引きちぎって逃走したりします。犬が人に咬みつく事故は、この発情の時期に多発しているようです。

メリット	デメリット
○精巣や性ホルモンに関わる病気の予防ができる ○マーキングやマウンティングの改善 ○望まない交尾がなくなる	○肥満傾向になる(適切な栄養管理で防げる)

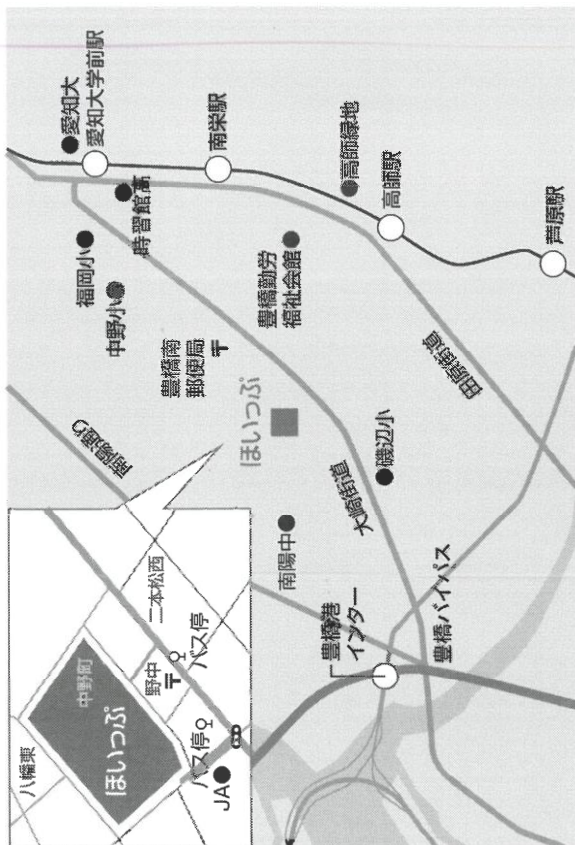
健康管理

動物は、人と違って自覚症状を言葉で訴えることができません。そこで飼い主は、ふだんから犬を十分観察して、健康状態をよく把握し、病気の早期発見を心がけなければなりません。

万一、発病したときは、こじらせたり、手遅れにならないよう早めに動物診療施設で診察を受けましょう。

《健康な犬と病気の犬の見分け方》

状態	健康な犬	病気の犬
活 力	元気いっぱいにはねまわる	不活発で考え込むようす
食 欲	あり	減退もしくはなし
鼻	湿って冷たい (寝ている時は乾いている)	乾いて鼻汁を流す よく、くしゃみをする
咳	なし	連続して咳をする 毎日咳をする
目	澄んでいる	濁り、うるみ、充血、目やに がある
口内色	唇、歯ぐきの血色がよい	貧血して白い
口 臭	悪臭がない	魚が腐ったようなにおいが する
背 部	ほぼまっすぐ	背をまるめる
嘔 吐	吐かない	吐く 水を飲んでも吐く
被 毛	やわらかく、つやがよい	つやが悪く、ぱさぱさし ている
皮 膚	弾力があり、つやがよい	弾力がなく、かさかさして かゆがる
排 便	やわらかくも、かたくもない	下痢、粘血便、便秘、虫卵
尿	澄んでいる	濁っている 血尿、濃尿



豊橋市保健所生活衛生課

〒441-8539

豊橋市中野町字中原100番地

TEL 0532(39)9127

こんな時は
保健所に
ご連絡ください



- 犬が迷子になった時
- 犬が死亡した時
- 飼い主の名前や住所が変わった時
- 犬が人をかんでしまった時

TEL (0532) 39-9127
FAX (0532) 38-0780

⌘ 豊橋市保健所 